

環境省同時発表

平成23年7月12日

フロン回収・破壊法に基づく平成22年度のフロン類の 破壊量の集計結果について

今般、「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」（以下「フロン回収・破壊法」という。）に基づき、フロン類破壊業者から平成22年度分のフロン類の破壊量等が報告されました。

これを取りまとめたところ、平成22年度のフロン類の破壊量は約4,152トンであり、平成21年度の破壊量と比較して約5%の増加となっています。

経済産業省としては、フロン回収・破壊法の円滑な施行により、フロン類の回収・破壊等が一層徹底されるよう、環境省とも連携しつつ引き続き取り組んでまいります。

1. 破壊量等の集計結果

フロン回収・破壊法に基づきフロン類破壊業者から報告のあった平成22年度におけるフロン類の破壊量は約4,152トンであり、平成21年度の破壊量と比較して約5%の増加となりました。フロン類の種類別に見ると、CFC（クロロフルオロカーボン）が約271トン、HCFC（ハイドロクロロフルオロカーボン）が約2,284トン、HFC（ハイドロフルオロカーボン）が約1,596トンであり、CFCの破壊量は年々減少していますが、HCFCの破壊量は前年度より増加し、HFCの破壊量は年々増加しています。

2. 特定製品別の引取量

フロン類破壊業者に引き取られたフロン類の量をフロン回収・破壊法による特定製品別に見ると、第一種特定製品（業務用冷凍空調機器）から回収したフロン類は約3,307トンで平成21年度に比べて約10%の増加となりました。第二種特定製品（カーエアコン）から回収したフロン類^{*}は約904トンで平成21年度と比べて約4%の減少となりました。

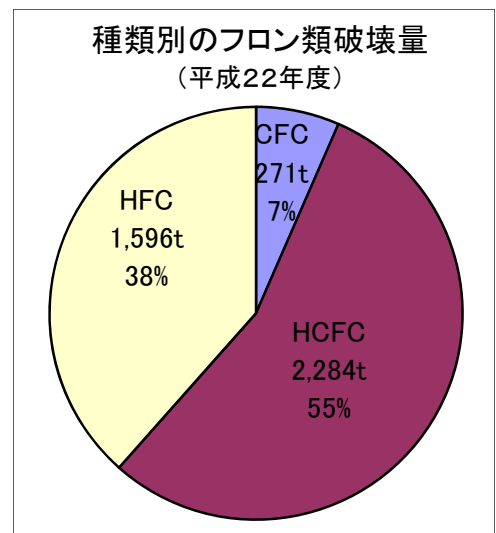
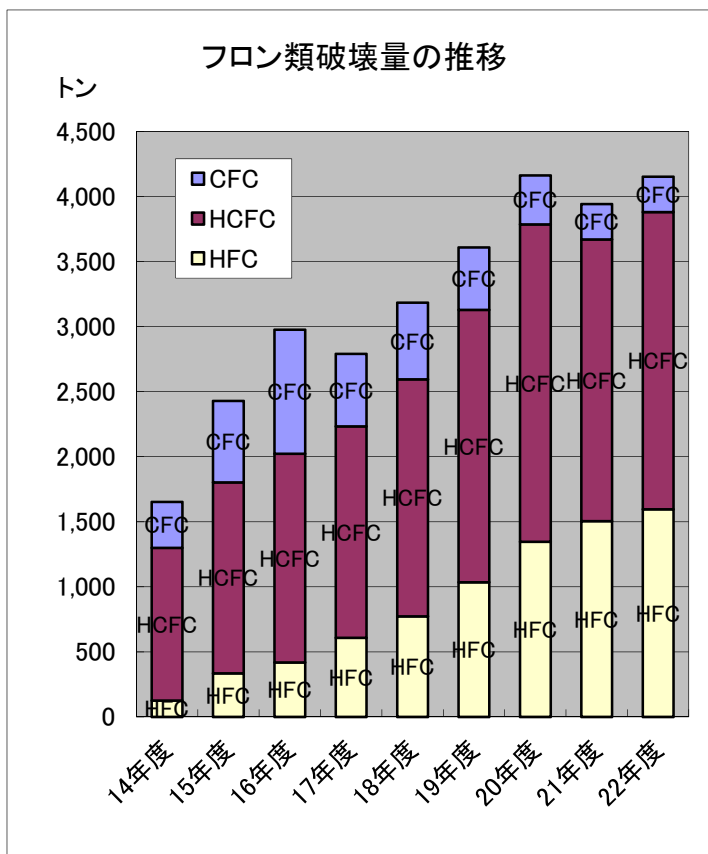
※ カーエアコンからの冷媒フロン類の回収は、平成17年1月から「使用済自動車の再資源化等に関する法律」に基づいて実施されています。

平成22年度の破壊量等の報告の集計結果

単位:kg

	CFC	HCFC	HFC	合計
年度当初の保管量	16,358	51,768	18,075	86,201
第1種(業務用冷凍空調機器)	203,606	2,315,752	787,574	3,306,932
第2種(カーエアコン)	65,070	—	838,970	904,040
引き取った量の合計	268,676	2,315,752	1,626,545	4,210,972
破壊した量	271,357	2,284,285	1,595,989	4,151,631
年度末の保管量	13,676	83,235	48,631	145,543

※小数点以下を四捨五入したため、表中の数字の和は必ずしも合計欄の値に一致しない。



(注)

CFC (クロロフルオロカーボン) :

いわゆるフロン的一种。冷媒、発泡剤、洗剤等として使用される。オゾン層を破壊する物質であり、モントリオール議定書に基づき1995年末で生産が全廃された。一般的にHCFC、HFCよりも強力な温室効果ガスでもある。

HCFC (ハイドロクロロフルオロカーボン) :

いわゆるフロン的一种。CFCの代替物として開発されたものであり、CFCに比べ効果は少ないもののオゾン層を破壊する物質。モントリオール議定書に基づき我が国においては2019年全廃予定。強力な温室効果ガスである。

HFC (ハイドロフルオロカーボン) :

いわゆるフロン的一种。CFC、HCFCの代替物として開発された、いわゆる代替フロン。オゾン層を破壊しないものの強力な温室効果ガスであり、京都議定書において削減対象物質となっている。

(本発表資料のお問い合わせ先)

製造産業局化学物質管理課オゾン層保護等推進室長 米山

担当者：稲垣

電話：03-3501-1511 (内線 3711~5)

03-3501-4724 (直通)

(参考 1 : 平成 2 1 年度のフロン類破壊量等の集計結果)

単位 : kg

	CFC	HCFC	HFC	合計
年度当初の保管量	14, 599	56, 795	17, 710	89, 104
第 1 種 (業務用冷凍空調機器)	174, 417	2, 159, 376	665, 388	2, 999, 181
第 2 種 (カーエアコン)	98, 712	-	840, 013	938, 724
引き取った量の合計	273, 129	2, 159, 376	1, 505, 400	3, 937, 905
破壊した量	271, 369	2, 164, 403	1, 505, 035	3, 940, 808
年度末の保管量	16, 358	51, 768	18, 075	86, 201

※小数点以下を四捨五入したため、表中の数字の和は必ずしも合計欄の値に一致しない。

(参考 2 : 今後の予定)

今後、第一種フロン類回収業者 (業務用冷凍空調機器関係) からの平成 2 2 年度におけるフロン類の回収量等の報告が都道府県知事等によって集計され、主務大臣 (経済産業大臣及び環境大臣) あてに通知されることとなっており、これらを取りまとめた上で公表していく予定です。

(参考 3 : フロン回収・破壊法における今回の発表の位置付け)

平成 1 4 年より施行されたフロン回収・破壊法に基づき、第一種特定製品 (業務用冷凍空調機器) と第二種特定製品 (カーエアコン) について、機器の廃棄時のフロン類の回収・破壊が義務付けられています。平成 1 7 年 1 月 1 日以降に引取業者に引き渡された使用済自動車に搭載されていた第二種特定製品 (カーエアコン) については、使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づいて冷媒フロン類の回収が行われていますが、破壊はフロン回収・破壊法に基づくフロン類破壊業者によって行われています。

フロン回収・破壊法においては、フロン類破壊業者は毎年度、年度終了後 4 5 日以内に、前年度に破壊した量等を主務大臣に報告しなければならないとされており (第 3 4 条第 3 項)、また、主務大臣は、この報告等に関する情報を整理して、特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の状況等の情報を公表するものとされています (第 4 6 条)。

今般、上記規定に基づき、破壊量等の平成 2 2 年度分の報告が行われたので、その集計結果を公表するものです。

なお、平成 2 3 年 3 月 3 1 日現在で、7 4 の破壊業者が主務大臣により許可を受けています。

(参考 4 : フロン回収・破壊法関係条文)

第三十四条第三項 フロン類破壊業者は、主務省令で定めるところにより、フロン類の種類ごとに、毎年度、前年度において破壊した量その他の主務省令で定める事項を主務大臣に報告しなければならない。

第四十六条 主務大臣は、第二十二條第三項の規定による通知又は第三十四条第三項の規定による報告に係る事項その他この法律の規定により収集された情報を整理して、特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の状況その他のフロン類に関する情報を公表するものとする。